

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第38号 令和4年7月13日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年4月28日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 過年度分給与返納金に関する事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和4年 10月5日
2 契約事務 職員公舎の賃貸借に係る契約事務において、債務負担行為等の必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和4年 10月5日
意見又は要望とする事項	
1 支出事務（郵便料金の支払及び郵便切手等の適正な管理体制の確立等について）	令和4年 10月5日
2 支出事務（職員の旅費支給に関する事務の合理的かつ効率的な執行について）	令和5年 4月28日

意見又は要望とする事項	措置した内容等
<p>2 支出事務(職員の旅費支給に関する事務の合理的かつ効率的な執行について)</p> <p>本市における職員の旅費支給に関する事務は、「いわき市職員等の旅費に関する条例(以下、条例。)」第7条で「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」、「いわき市職員等の旅費の支給に関する規則(以下、規則)」第7条で「目的地に到達するための通常とされる経路が2以上ある場合には、その経路のうち最短距離によるものとする」と一般的な基準が定められている。</p> <p>「通常の経路」については、職員課作成の「旅費事務の手引き(以下、手引き。)」別冊「基準経路一覧表(以下、一覧表。)」にその代表的なものが定められており、一覧表以外の経路を選択する必要がある場合には、職員課合議が必要とされている。</p> <p>過去3年分の合議内容を調査したところ、新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度において、目的地を秋田とする旅行については8件の実績があった。目的地が秋田の場合、一覧表で示された経路は最短距離であるものの乗り継ぎ時間を多く要し、実態として移動と業務遂行のためには前泊や後泊が必要となる。このことから、日程が縮減でき、旅費の抑制と平常業務への影響を少なくすることが可能となる秋田新幹線を使用する経路について、条例第29条に基づく合議がなされている。</p> <p>規則第7条の基準は、最短距離の経路が、概ね最も費用が抑制されることから規定されたものであるが、条例第7条に規定する「最も経済的な通常の経路及び方法」の趣旨から、旅費の算定にあたっては、「単に鉄道賃等の運賃だけを比較して、いずれが安いかを判断するのではなく、それぞれの経路によった場合の旅費総額(日当及び宿泊料等の合</p>	<p>本件については、令和4年度中に対応方針を決定すべく検討する旨を報告しておりましたが、各部署における旅費支給に係る事務の効率化を図る観点から、「いわき市職員の旅費に関する条例(以下、「旅費条例」という。)」第29条に基づく旅費の調整合議基準の見直しを次のとおり行い、「旅費の算定における取扱いの一部変更について(通知)」により庁内に発出(令和5年3月31日付)し、令和5年4月1日から運用を改めています。</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>次の場合は、職員課合議を不要とする。</p> <p>① 事故、天災等により基準経路一覧表に掲げる経路によることが出来ない場合</p> <p>② 日当、宿泊料等を含めた旅費総額において、基準経路によった場合よりも低額となる場合</p> <p>一方、「目的地が秋田方面のほか、札幌や長野・新潟・北陸方面など実態とかけ離れた経路が散見されている」との指摘を受けた「基準経路一覧表」については、旅費条例及び規則の規定に基づき、最短距離によることを基本として、概ね最も経済的となるであろうものを類型として規定しているものであり、鉄道路線の変更等に応じてその都度見直しを行うなど、旅費算定の適正化及び職員の事務効率化につながるよう努めています。</p> <p>これまでも、旅費算定上「最も経済的」であるかどうかについては、「公務員の旅費法質疑応答集(旅費法令研究会編)」の解説等に基づき、それぞれの経路によった場合の旅費総額を考慮した上で、旅費調整の合議起案に対し、適正に判断しているところです。</p> <p>しかしながら、公共交通網の発達や多様化等に伴い、最短距離の経路が最も経済的であるとは言えない社会環境の著しい変化があることも事実であり、このような中であって、国は令</p>

意見又は要望とする事項	措置した内容等
<p>計所要額)を考慮に入れて、判断することになる。」とされている。(公務員の旅費法質疑応答集(旅費法令研究会編))</p> <p>また、現行制度は、旅費の抑制と平常業務への影響を少なくできる合理的な経路が存在するにも関わらず、その経路を選択するためには合議が必要としており、旅費支給に係る事務の効率化の観点からも疑問である。</p> <p>職員課においては、条例や規則に基づく統一的な基準として手引きを定めて旅費の適正支出に取り組んでいる点は評価できるものの、目的地が秋田方面のほか、札幌や長野・新潟・北陸方面など実態とかけ離れた経路が散見されていることから、各部署における旅費支給に係る事務が円滑に進められるためにも、現状における一般的な利用実態を調査の上、一覧表の経路及び旅費の調整に係る合議基準の見直しを行い、職員の旅費支給に関する事務の合理的かつ効率的な執行に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(職員課)</p>	<p>和6年度に国家公務員等の旅費に関する法律を約40年ぶりに改定する動きを見せています。</p> <p>これを踏まえ、本市においても、旅費法改正の動向を注視しながら、より実態に即した旅費の算定が可能となるよう例規の改正や運用基準等の見直しを図るなど、職員の旅費支給に関する事務の合理的かつ効率的な執行に向けて、取り組んでいく考えです。</p>